

令和3年 第8回

戸田市教育委員会定例会

令和3年8月19日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第8回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第18号 生涯学習課所管施設の開館時間変更について…………… 1

(2) 議案

議案第27号 戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について…………… 4

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和3年9月16日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

生涯学習課所管施設の開館時間変更について

戸田市立芦原小学校生涯学習施設開館時間変更について

1 開館時間

【変更前】午前9時から午後9時30分

【変更後】午前9時から午後8時（ただし、貸室の利用時間は午後7時30分まで）

※状況により変更になる場合あり。

2 期 間

令和3年7月20日（火）から令和3年8月31日（火）まで

3 理 由 等

戸田市新型コロナウイルス対策本部会議において、市内公共施設等の利用時間について、8月31日（火）までは午後8時までとすることが決定されたため。

4 参 考

戸田市立芦原小学校生涯学習施設運営要綱 ～抜粋～

（利用時間）

第3条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

（休館日）

第4条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立図書館上戸田分館の開館時間変更について

1 開館時間

変更前 午前9時から 午後9時30分まで

変更後 午前9時から 午後8時まで

2 期 間 令和3年7月20日（火）から令和3年8月31日（火）まで

3 理 由 等

戸田市新型コロナウイルス対策本部会議において、当該施設の開館時間の短縮が決定したため。

4 参 考

戸田市立図書館条例施行規則 ～抜粋～

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

名称	利用時間
戸田市立中央図書館	月曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時まで
<u>戸田市立図書館上戸田分館</u>	<u>午前9時から午後9時30分まで</u>
戸田市立図書館下戸田分室、戸田市立図書館美笹分室及び戸田市立図書館下戸田南分室	午前9時から午後6時まで
戸田市立図書館戸田公園駅前配本	月曜日から金曜日まで（その日が休日

所	である場合を除く。)は午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分まで
---	--

第9章 雑則

第34条 第4条から第10条の2まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項及び第8項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第10条の2中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。

議案第27号

戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例（案）

戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人以内」を「15人以内」に改める。

第4条第1項中「2年」を「2年以内」に改める。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の2第1項中「前条第1項」を「第6条第1項及び前条第4項」に改め、「委員長」の次に「又は部会長」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「第6条第2項及び前条第5項」に、「同条第3項」を「第6条第3項及び前条第6項」に、「同条第4項」を「第6条第4項」に改め、「聴き、」の次に「とあり、及び前条第7項中「部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 調査委員会は、委員のうちから、委員長が指名する者5人以内をもって構成する部会で、第2条に規定する事項を審議することができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会の会議は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

6 部会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長が決するものとする。

7 部会長が特に必要と認めるときは、当該部会に属する委員以外の者に対し部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 調査委員会は、その議決により、部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができる。

9 前条第5項の規定は、部会の会議について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項を次のように改める。

53	いじめ問題調査委員会	委員長及び部会長	日額	20,000
		副委員長及び副部会長		15,500
		委員		15,000

戸田市いじめ問題調査委員会条例新旧対照表

令和3年8月24日

教育委員会事務局教育政策室

改正前	改正後(案)
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 調査委員会は、委員<u>5人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 調査委員会は、委員<u>15人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第7条 <u>調査委員会は、委員のうちから、委員長が指名する者5人以内をもって構成する部会で、第2条に規定する事項を審議することができる。</u></p> <p><u>2 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(書面等による審議)</p> <p><u>第6条の2</u> <u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。</p> <p>2 前項の審議を行う場合は、<u>前条第2項</u>中「出席」とあるのは「参加」と、<u>同条第3項</u>中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、<u>同条第4項</u>中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書</p>	<p><u>部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>5 部会の会議は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。</u></p> <p><u>6 部会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長が決するものとする。</u></p> <p><u>7 部会長が特に必要と認めるときは、当該部会に属する委員以外の者に対し部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>8 調査委員会は、その議決により、部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができる。</u></p> <p><u>9 前条第5項の規定は、部会の会議について準用する。</u></p> <p>(書面等による審議)</p> <p><u>第8条</u> <u>第6条第1項</u>及び<u>前条第4項</u>の規定にかかわらず、委員長又は部会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときには、書面その他の方法により審議を行うことができる。</p> <p>2 前項の審議を行う場合は、<u>第6条第2項</u>及び<u>前条第5項</u>中「出席」とあるのは「参加」と、<u>第6条第3項</u>及び<u>前条第6項</u>中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、<u>第6条第4項</u>中「会議への出席を求め、意見若しく</p>

改正前	改正後(案)															
<p>面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第7条～第9条</u> (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>は説明を聴き、」とあり、及び前条第7項中「部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第9条～第11条</u> (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>別表第1の53の項を次のように改める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 986 2130 1155"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 986 1301 1050">53</td> <td data-bbox="1301 986 1563 1050"><u>いじめ問題調査委員会</u></td> <td data-bbox="1563 986 1865 1050"><u>委員長及び部会長</u></td> <td data-bbox="1865 986 1939 1050"><u>日額</u></td> <td data-bbox="1939 986 2130 1050"><u>20,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1563 1050 1865 1102"><u>副委員長及び副部会長</u></td> <td></td> <td data-bbox="1939 1050 2130 1102"><u>15,500</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1563 1102 1865 1155"><u>委員</u></td> <td></td> <td data-bbox="1939 1102 2130 1155"><u>15,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	53	<u>いじめ問題調査委員会</u>	<u>委員長及び部会長</u>	<u>日額</u>	<u>20,000</u>			<u>副委員長及び副部会長</u>		<u>15,500</u>			<u>委員</u>		<u>15,000</u>
53	<u>いじめ問題調査委員会</u>	<u>委員長及び部会長</u>	<u>日額</u>	<u>20,000</u>												
		<u>副委員長及び副部会長</u>		<u>15,500</u>												
		<u>委員</u>		<u>15,000</u>												

資料 NO. 1

教育委員提案

令和3年第8回教育委員会(定例会)

令和3年8月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（土肥委員）…………… 1
（学務課）
- ② ヤングケアラーについて（木村委員）…………… 5
（教育政策室）
- ③ 市立図書館市民参加イベントのコロナ禍での実施状況について（土肥委員）…………… 10
（生涯学習課）



「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

戸田市教育委員会
学務課



令和3年 中央教育審議会諮問内容より(概要)

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

第Ⅰ部 総論 令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが必要

- 課題**
- 子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面
- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
 - 子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
 - 生徒の学習意欲の低下
 - 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
 - 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加率的に進展する情報化への対応の遅れ
 - 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備



必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現



学校及び教師が担うべき業務の範囲

標準職務例

※令和2年に文部科学省が作成し、各教育委員会に送付

別表 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関する事	教育課程及び学習指導に関する事	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関する事	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関する事	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関する事	学校の組織運営に関する事	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関する事	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関する事	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関する事	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関する事	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

学校及び教師が担うべき業務の範囲

標準職務例

※令和2年に文部科学省が作成し、各教育委員会に送付



- 以下の業務は「教諭等」の**業務の縮減を推進する**観点から標準職務例には掲げていない。
- 標準職務例に掲げていない職務であっても、各学校・地域等の実情に応じ、校長が認める職務については、校務分掌に位置づけることが可能である。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

(1) 基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

(2) 教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改革等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学習時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

(4) 教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

(5) 教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進



教員免許更新制度の実質化について

教員免許更新制の在り方の見直し

＜必要な教師数の確保と資質能力の確保が両立できる在り方を総合的に検討。＞

◆ 教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証

教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証

教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ教員免許更新制度そのものの成果や教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果にも続き必要な見直しを行う。

教員免許更新制度の評価について ～制度創設時の狙いが達成されているか～

趣旨である最新の「知識・技能の修得」には一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題がある。また、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば10年に一度の更新講習の効果は限定的である。

教員免許更新制度の課題について

- ① 教員免許更新制度の制度設計について
- ② 教師の負担について
- ③ 管理職等の負担について
- ④ 教師の確保への影響について
- ⑤ 講習開設者側からみた課題等について



教師の人材確保について

35人学級を担う教師の確保



<小学校の免許状を取りやすくする>

◆養成段階において、免許取得に必要な単位数の軽減

小学校と中学校の両方の免許状を取得する際、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、大学が新しい教職課程を開設できるようにする。

<教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす>

◆教職の魅力の向上に向けた広報の充実

発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等。

◆学校における働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討

学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実績状況調査の結果等を踏まえ、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。



<教師として働き続けてもらえる環境をつくる>

◆免許状の有効期限が切れた者の復職の促進

出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は臨時免許状の授与を行うことができることの周知。

臨時的任用教員等の確保に支障をきたさない教員免許状更新制の見直し。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方

「令和の日本型学校教育」の構築

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

・教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている人材の養成・採用・研修。

・教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって運営されている学校。

・さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りをもって働くことができる教育環境の実現。





ヤングケアラーについて

戸田市教育委員会
教育政策室

ヤングケアラーとは

1 埼玉県ケアラー支援条例での定義

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする**親族、友人その他の身近な人**に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

ヤングケアラーとは、**ケアラーのうち、18才未満**の者をいう。

(埼玉県ケアラー支援条例 第2条より)

2 (一社)日本ケアラー連盟での定義

家族にケアを要する人がいる場合に、**大人が担うようなケア責任**を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

(一社)日本ケアラー連盟HPより

ヤングケアラー実態調査

1 埼玉県高校2年生を対象とした調査

実施機関 埼玉県福祉部地域包括ケア課
時 期 令和2年7月11日～9月11日
調査対象 県内国公立高校(192校)高校2年生
55,772件 (回答数 48,261件)

※自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うかについて、回答者48,261名の内、「はい」と回答したのは、1,969名(4.1%)であった。(相手が幼いという理由のみでケアしている場合を除く)

2 令和2年度 中高生の生活実態に関するアンケート調査

実施機関 厚生労働省・文部科学省(三菱UFリサーチ&コンサルティング)
時 期 令和2年12月21日～令和3年1月31日
調査対象 全国公立中学校・高等学校の中から無作為に1割程度抽出し、任意で回答
13,777件

※家族の世話をしているのは、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生4.1%、定時制高校8.5%であった。

・私は3ヶ月間母が入院しており重い病気であったため、毎日往復2時間かけてお見舞へ行き、家事の6～7割を担っていました。兄や姉がいましたが中々手伝ってくれなかったのが**勉強への負担が大きかったです**。何か負担が減る支援があれば安心だと思います。

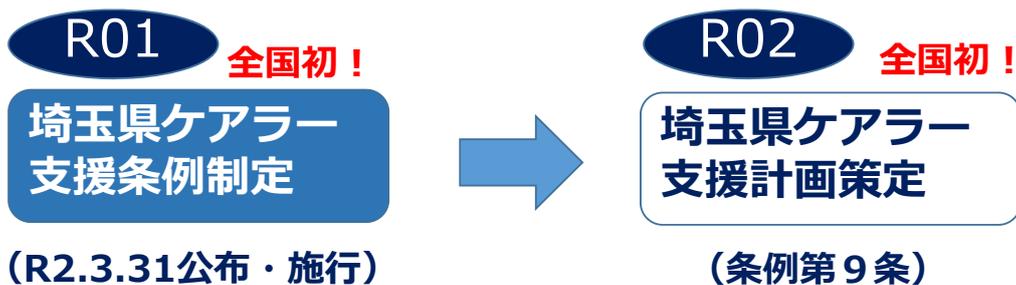
・突然ヤングケアラーが大変だとか、支援が必要と言われても、**本当に大変な人はできるだけそっとしておいてほしいと思う**。学校でヤングケアラーという人が自分たちの周りにいるということを教えるのは良いことだとは思いますがそれによって、**へんに気をつかわれたりすると息抜きの場である学校までも失ってしまう**。それでもヤングケアラーを手助けしたいならば正しい知識を広めてほしい。

・学校の先生とかに悩み相談とかしづらいから、**相談しやすいような雰囲気**をつくってほしい。

・ケアをしている人の中には「**まわりには言わないでくれ**」と言われる人もいると思う。



埼玉県ケアラー支援条例について



目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**すべてのケアラー**が健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラー
高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー
ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が時に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割（第5・6条）

・ケアラー支援の必要性の理解
・県・市町村の施策への協力
・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7・8条）

・県・市町村の施策への協力
・日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

推進計画（第9条）

・（ヤング）ケアラーの支援に関する基本方針
・（ヤング）ケアラーの支援に関する具体的施策等

主要な施策等（第10条～第14条）

・広報啓発活動
・支援を担う人材の育成
・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
・支援体制の整備
・必要な財政上の措置

小中学校等校長人権教育研修会・公立学校等人権教育担当者会議 資料

学校での取組について

1 校内における情報共有と支援体制の構築

○戸田市では、**スクールカウンセラー**を小学校に週2回、中学校に週1、2回、**スクールソーシャルワーカー**を中学校区に週1回配置し、専門性のある人材を活用した教育相談を行っている。また、**各学校の教育相談部会等**において、それぞれが把握している**情報を共有**することで、課題を抱えた児童生徒一人一人に寄り添い、適切な支援につなげている。



2 関係機関との連携

○**要保護対策連絡協議会**やその他**関係部局**へ情報提供し、適切な支援につなげていく。

学校での取組について

3 教員研修

1 令和3年度小・中学校等人権教育担当者研修会

【講演1】「埼玉県におけるヤングケアラー支援施策」

【講演2】「ヤングケアラーの現状と今後の方針」

5月13日(木) さいたま市民会館おおみや

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明動画配信にて実施。

2 ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会

【内容】「ヤングケアラー支援における教育と福祉の連携」

8月10日(火) さいたま市民会館おおみや

3 戸田市立各小・中学校における夏季校内研修

【内容】「様々な人権課題についての研修」

※新たな人権課題として、ヤングケアラーについて(埼玉県ケアラー支援条例制定や埼玉県ケアラー支援計画策定)を含める

今後の取組について

1 戸田市人権教育研究部研修会

ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会での研修内容を受け、市内各小・中学校18校の人権教育主任等へ、**ヤングケアラーの現状と課題等**を情報共有等していく。

2 ケアラー月間(11月)

11月を「**ケアラー月間**」と定め、家庭や学校、地域社会全般にわたり、ケアラー支援に対する理解と協力の輪を広げるため、期間中に県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等が連携した啓発・広報活動を集中的に実施する。

【ケアラー月間中の主な県の取組】

- ・**ケアラー支援フォーラム**の開催
- ・**ヤングケアラーハンドブック**の小・中・高校生への配布

3 ヤングケアラー普及啓発マンガ

埼玉県福祉部地域包括ケア課が**制作したマンガ**を活用し、ヤングケアラーの普及啓発を進める。



教育委員会（定例会）資料
令和3年8月19日
生涯学習課図書館担当

令和2年度

市立図書館市民参加イベントのコロナ禍での実施状況について

1. 新型コロナウイルス対策による図書館休館等の経過・・・1
2. 中央図書館 各種事業の状況・・・・・・・・・・・・・2
3. 上戸田分館 各種事業の状況・・・・・・・・・・・・・8
4. 研修等受入れの状況・・・・・・・・・・・・・12
5. 運営に係る状況・・・・・・・・・・・・・13

1 中央図書館

期 間	休 館 ・ 対 策 等
H30.10.1 ~ R2.1.31	中央図書館・博物館 設備改修工事(1年4カ月)
H30.7.1 ~ R2.3.31	中央図書館休館(1年9カ月)
R2.4.1 ~ R2.4.10	一部窓口業務のみ実施(予約資料の受取・返却、リクエスト)
R2.4.11 ~ R2.5.19	臨時休館
R2.5.20 ~ R2.5.25	一部窓口業務実施(予約資料の受取・返却)、開館時間短縮(閉館時間をPM6←8)
R2.5.26 ~ R2.5.31	一部窓口業務実施(予約資料の受取・返却、リクエスト)、開館時間短縮(閉館時間をPM6←8)
R2.6.1 ~ R2.6.8	一部窓口業務実施(予約資料の受取・返却、リクエスト)、通常の開館時間へ
R2.6.9 ~ R2.6.15	書棚で資料を選ぶこと可、入館者カード記入開始、自動貸出機使用可、滞在時間30分以内
R2.6.16 ~ R2.9.30	資料閲覧、自習席・パソコン席の利用可、利用者端末機使用可、滞在時間90分以内
R2.7.1 ~	一部イベント再開
R2.10.1 ~ R3.1.11	入館者カード記入を任意、滞在時間3時間以内、1階ホールベンチ・休憩室・コインロッカーを使用可
R3.1.8 ~	電子図書館サービス開始
R3.1.9 ~	イベントは中止
R3.1.12 ~ R3.3.21	一部窓口業務のみ実施(予約資料の受取・返却、リクエスト、貸出券発行、更新登録、パスワード発行)
R3.3.22 ~ R3.3.31	休止していたサービスの再開(資料閲覧、自習席・パソコン席の利用可(50%)、利用者端末機使用可、滞在時間3時間以内)

2 上戸田分館・分室・配本所

期 間	休 館 ・ 対 策 等
R2.3.4 ~ R2.4.10	一部窓口業務のみ実施(予約資料の受取・返却、リクエスト等)
R2.4.11 ~ R2.5.19	臨時休館
R2.5.20 ~ R2.5.25	配本所のみ一部窓口業務実施(予約資料の受取・返却)
R2.5.26 ~ R2.5.31	配本所のみ一部窓口業務実施(予約資料の受取・返却、リクエスト等)
R2.6.1 ~ R2.6.8	分館・分室・配本所で一部窓口業務実施(予約資料の受取・返却、リクエスト等)再開
R2.6.9 ~ R2.6.15	分館・分室の書棚で資料を選ぶこと可、入館者カード記入開始、自動貸出機使用可(分館のみ)、滞在時間30分以内
R2.6.16 ~ R2.9.30	分館・分室の資料閲覧可、自習席の利用可、滞在時間90分以内(分館のみ)
R2.7.1 ~	一部イベント再開
R2.10.1 ~ R3.1.11	入館者カード記入を任意、滞在時間上戸田分館3時間以内、分室・配本所は1時間以内
R3.1.8 ~ R3.3.21	上戸田分館は閉館時間を午後9時30分から午後8時に変更
R3.1.9 ~	イベントは中止
R3.1.12 ~ R3.3.21	一部窓口業務のみ実施(予約資料の受取・返却、リクエスト、貸出券発行、更新登録、パスワード発行)
R3.3.22 ~ R3.3.31	休止していたサービスの再開(資料閲覧、閲覧席利用可(50%)、利用者端末機使用可、滞在時間上戸田分館3時間以内、分室・配本所1時間以内)

■ 2 ■ 中央図書館 各種事業の状況

1 図書館利用ガイドツアー

- 目 的：リニューアルした図書館を見学してもらい、興味・親しみを持ってもらう。
内 容：図書館を初めて利用する方へ、登録、貸出や返却などの利用方法、特徴ある
本棚の紹介（1階、2階）、自動貸出機の使い方などの利用の仕方を案内。
実施日：4月4日（土）午後1時～2時
※新型コロナウイルスの影響により、中止。

2 おはなし会

（1）おはなし玉手箱

- 目 的：子供たちへ本の楽しさを伝え、読書活動の推進を図る。
内 容：幼児、児童への絵本、紙芝居等の読み聞かせ
実施日：毎週水曜日及び第2、第3土曜日 午後3時30分～4時
参加者：延べ287人（35回実施）
ボランティア参加者 延べ83人
※新型コロナウイルスの影響により、4月～6月は中止。7月～12月再開。
1月9日～3月は中止。



（2）ととけっこの部屋

- 目 的：子供の言葉と心を育て、親子の絆を深める。
内 容：2～3歳児と親を対象とした、わらべうたと絵本等の
読み聞かせ
実施日：毎月第1金曜日 午前11時～11時30分
参加者：延べ親子4組
2回実施（12月4日、1月8日）
ボランティア参加者 延べ8人（3月末現在）
※新型コロナウイルスの影響により、5月～11月、1月9日～3月は中止。



(3) おはなしの部屋

目的：素話を通して子供たちにお話の楽しさと素晴らしさを伝える。

内容：お話を聞ける子供を対象にストーリーテリングを実施

実施日：毎月第4土曜日 午後2時30分～3時

参加者：延べ2人

1回実施(12月26日)

ボランティア参加者 延べ2人(3月末現在)

※新型コロナウイルスの影響により、4月～11月は中止。12月再開。

1月～3月は中止。

3 子供映画会

目的：面白く映画を楽しみながら、作品のテーマを通して児童の情緒を育む。

内容：幼児、児童を対象とした16ミリ・DVD映画の上映

実施日：毎月の第2土曜日 午前10時30分～11時30分

参加者：延べ38人 4回実施

※新型コロナウイルスの影響により、4月～8月は中止。9月再開。

1月9日～3月は中止。

4 ブックスタート事業

乳幼児と親を対象に、子供への言葉掛けのきっかけづくりや絵本の読み聞かせを通じて親子の情緒的交流を育むことを目的とした事業であり、福祉保健センターで行なっている4箇月検診時の参加者に、ブックスタートの説明と絵本の読み聞かせの実演後、絵本を配布している。

実施日：毎月の第4木曜日 午前9時～12時、午後1時～3時30分

参加者：延べ1,330人 13回実施

※新型コロナウイルスの影響により、3月～6月は延期となり、3～5月分は6月に実施、6月分は7月2日(木)に実施した。感染予防のため、絵本の読み聞かせの実演はせず、ブックスタートの説明後、絵本を配布している。

実施日	参加人数 午前の部	参加人数 午後の部	合計	備考
6月4日(木)	56人	37人	93人	3月分
6月18日(木)	61人	46人	107人	4月分
6月25日(木)	69人	43人	112人	5月分

7月2日(木)	62人	35人	97人	6月分
7月30日(木)	70人	43人	113人	
8月27日(木)	65人	29人	94人	
9月24日(木)	65人	31人	96人	
10月29日(木)	65人	39人	104人	
11月19日(木)	65人	35人	100人	
12月24日(木)	70人	50人	120人	
1月28日(木)	61人	36人	97人	
2月25日(木)	64人	35人	99人	
3月18日(木)	61人	37人	98人	
合計 13回	834人	496人	1,330人	

5 読書手帳

目的：家庭、地域、学校等の市全体で子供の読書活動を推進するため、発行する。

体裁：A5サイズで、50冊分記録でき、本の題名、作者、感想及び満足度を書き込める。

配布：中央図書館、分館、分室及び配本所での配布のほか、利用者が図書館ホームページで、ダウンロード・印刷し、自分で作成することもできる。

平成29年度より市内小学校を通して小学新1年生全児童への配布も実施している。令和元年度よりブックスタートでも配布し、赤ちゃんに読んだ絵本を記録いただくようすすめている。

運用：手帳の利用者が図書館カウンターで20冊と40冊を記録した手帳を提示したときは当該ページの所定の欄に記念スタンプの押印を、50冊を記録した後に手帳を提示したときは手帳の裏表紙の達成証にスタンプの押印をする。達成した利用者が希望すれば、次の手帳を配布する。

対象：市内在住の中学生以下の子供 ※ただし、希望があれば大人にも配布

開始日：平成28年4月1日

令和2年度	4～3月
配布数(冊)	1952
20冊記念スタンプ(件)	48
40冊記念スタンプ(件)	37
達成証スタンプ(件)	43

※新型コロナウイルスの影響による休館のため、4月11日～5月19日は配布せず。

6 絵本の読み聞かせ講座

目 的：子育て支援と、託児サービス導入周知のための初回イベント。

内 容：0歳から未就学児に対する絵本の選び方や読み聞かせを簡単な工作や歌などを通して保護者に伝える。

実施日：5月14日（木） 午前10時30分～12時

※新型コロナウイルスの影響により、中止。

7 レファレンス講座

(1) 本を使ってしらべてみよう

目 的：索引の使い方の基礎を学ぶ。また、図書館が「調べ」学習の活用のあることを普及させる。

内 容：小学校1年生以上の利用者を対象に、図鑑を使ってクイズに挑戦してもらう。

実施日：7月26日（日） 午後1時30分～3時

8月23日（日） 11月7日（土）

① 午後1時30分～2時10分 ②午後2時20分～3時

参加者：延べ18人 5回実施



8 託児サービス

目 的：子育て世代の方に、気兼ねなく図書館を利用できる時間を提供する。

内 容：保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子を預かる。

実施日：毎週木曜日 午前10時～午後1時

参加者：延べ86人（3月末現在） 45回実施

※新型コロナウイルスの影響により、5月～8月は中止。

9月～開始。1月14日～3月31日は中止。



9 おはなしボランティア養成講座

目 的：戸田市立図書館の集会行事を行うためのボランティアの養成

内 容：おはなしボランティアの養成及び技術習得

講 師：①読み聞かせ編 伊藤明美（元浦安市立中央図書館司書）

②ストーリーテリング編 竹中淑子または根岸貴子（子どもの本研究所）



実施日：①10月21日、11月18日（各水曜日）午前11時～12時
②12月16日、1月20日、2月17日、3月17日（各木曜日）
午前10時30分～12時30分 計6回

参加者：①延べ31人 ②延べ10人

※新型コロナウイルスの影響により、1月20日、2月17日、3月17日は中止。

10 雑誌のリサイクルフェア

目的：リサイクル資料の活用。

内容：除籍した雑誌を、リサイクル資料として利用者に提供。

実施日：11月22日（日）午前9時40分～午後4時

参加者：延べ113人



11 古典講座

目的：古典文学を通して長く読み継がれる作品の良さを味わい、市民の教養を高める。

内容：「深読み『源氏物語』⑤」

講師：山谷紀子（県立岩槻北陵高等学校教諭）

実施日：12月6日、13日（各日曜日）午後2時～4時 計2回

参加者：延べ53人

12 音訳者養成講座

目的：視覚障害者用録音図書作成のための音訳技術を学ぶ。

内容：音訳ボランティアの養成及び技術習得（スキルアップ講座）

講師：齊藤 禮子（埼玉県立図書館音訳者・DAISY 編集者、音訳講師）

実施日：令和3年1月14日（木）、29日（金）、2月4日（木）、26日（金）

3月11日（木）、18日（木）午後2時～4時 計6回

参加者：各19人

※新型コロナウイルスの影響により、中止。

13 プログラミング講座

目的：プログラミングの基礎を学ぶ。プログラミング学習の普及と思考力を育てる

内容：小学生を対象としたプログラミングワークショップ

図書館スタッフが講師となりプログラミング方法を説明。参加者がプログラミングロボット「こくり」を使用してプログラミング。最後に全員で発表会を行う。

実施日：令和3年2月21日（日）午後2時～3時30分

定員：各5人

※新型コロナウイルスの影響により、中止。

14 文学講座

目的：現代文学の特徴や著者の来歴などの説明を通して市民の読書意欲を高める。

内容：「三浦哲郎の文学—没後10年を経て、あらためて読み直す」

講師：原 善（元武蔵野大学教授）

原田 桂（上武大学専任講師）

平井 裕香（明治大学他非常勤講師）

実施日：令和3年3月14日、21日、28日（各日曜日）全3回

午後2時～4時 計3回

定員：30人

※新型コロナウイルスの影響により、中止。

15 電子図書館サービス(戸田市電子図書館)

目的：図書館サービスの利用促進。

電子図書館は、インターネット上の図書館で、パソコン、スマートフォン、タブレットなどから気軽に読書を楽しむことができる。

図書館に来館することなく、いつでもどこでも電子図書の検索・予約・貸出・閲覧ができ、また借りた図書は、返却期限を過ぎると自動的に返却処理され、返し忘れがなくなる。

内容：市内在住・在勤・在学の貸出券をお持ちの利用者を対象に、電子図書館サービスを導入。

実施日：令和3年1月8日（金）から

ログイン数：4,042（3月末時点）

貸出冊数：1,603冊

予約件数：819件

16 軽食販売

目的：図書館・博物館来館者サービスの拡大。

内容：1階ホールで、毎週1回、市内の福祉団体による菓子や軽食等の販売。

販売品：どらやき、クッキー、シフォンケーキ、コーヒー、パックジュース等

販売日：午後1時～3時（販売品がなくなり次第終了）

実施日：令和3年1月8日（金）から

※新型コロナウイルスの影響により、中止。

■ 3 ■ 上戸田分館 各種事業の状況

1 おはなし会

(1) かみとだおはなし会（未就学児向け）

目 的：子供たちへ本の楽しさを伝え、読書活動の推進を図る。

内 容：幼児、児童への絵本、紙芝居等の読み聞かせ

実施日：毎週火曜日 午後3時～3時30分

参加者：延べ 103人 28回実施

ボランティア参加者 延べ9人

※新型コロナウイルスの影響により、4月～6月は中止。7月～12月再開。

1月9日（土）～3月は中止。



(2) かみとだおはなし会（小学生向け）

目 的：子供たちへ本の楽しさを伝え、読書活動の推進を図る。

内 容：児童への絵本、紙芝居等の読み聞かせ、ブックトーク

実施日：毎月第3日曜日 午後2時～2時30分

参加者：延べ 18人 5回実施

※新型コロナウイルスの影響により、4月～6月は中止。7月～12月再開。

1月9日（土）～3月は中止。



(3) おはなしの森

目 的：素話を通して子供たちにお話の楽しさと素晴らしさを伝える。

内 容：お話を聞ける子供を対象にストーリーテリングを実施

実施日：毎月第2土曜日 午後2時30分～3時

※新型コロナウイルスの影響により、中止。

(4) 赤ちゃんおはなし会

目的：親子が一緒に楽しみ、触れ合える時間を提供し、読書活動の推進を図る。

内容：絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊び、童謡

実施日：毎月第2・第4金曜日 午前10時30分～11時

参加者：延べ 114人 13回実施

ボランティア参加者 延べ5人

※新型コロナウイルスの影響により、4月～7月は中止。

8月～12月再開。1月9日(土)～3月は中止。



(5) クリスマスおはなし会

目的：季節のイベントを通して、親子の触れ合いと読書活動を推進する。

内容：絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊び、歌、クイズ

実施日：①12月11日(金) 午前10時30分～11時(赤ちゃん向け)

②12月25日(金) 午前10時30分～11時(赤ちゃん向け)

③12月20日(日) 午後2時～2時40分(未就学児向け)

④12月20日(日) 午後3時～3時40分(小学生向け)

参加者：延べ61人 4回実施

2 映画会

目的：作品を通して読書のきっかけと、参加者同士の交流の機会を提供する

内容：子供や親子を対象としたDVD映画の上映

実施日：毎月第1日曜日 午後1時30分～2時30分

(大人向けは午後2時～4時30分)

参加者：延べ59人 6回実施

※新型コロナウイルスの影響により、

4月～6月は中止。7月～12月再開。

1月9日(土)～3月は中止。



3 読書手帳

目的：家庭、地域、学校等の市全体で子供の読書活動を推進するため、発行する。

体裁：A5サイズで、50冊分記録でき、本の題名、作者、感想及び満足度を書き込める。

配布：中央図書館、分館、分室及び配本所での配布のほか、利用者が図書館ホームページで、ダウンロード・印刷し、自分で作成することもできる。

※ダウンロード作成数は不明

平成29年度より市内小学校を通して小学新1年生全児童への配布も実施している。

運用：手帳の利用者が図書館カウンターで20冊と40冊を記録した手帳を提示したときは当該ページの所定の欄に記念スタンプの押印を、50冊を記録した後に手帳を提示したときは手帳の裏表紙の達成証にスタンプの押印をする。達成した利用者が希望すれば、次の手帳を配布する。

対象：市内在住の中学生以下の子供 ※ただし、希望があれば大人にも配布

開始日：平成28年4月1日

令和2年度	4～3月
配布数(冊)	240
20冊記念スタンプ(件)	11
40冊記念スタンプ(件)	11
達成証スタンプ(件)	8

※新型コロナウイルスの影響による休館のため、4月11日～5月31日は配布せず。

参考：<令和元年度配布数 275冊>
< " 20冊記念スタンプ 16件>
< " 40冊記念スタンプ 12件>
< " 達成証スタンプ 11件>

4 おうちで絵本ひろば

目的：家庭での読書を通じた親子の触れ合いを促進する。また、読み聞かせについての講師への相談や参加者同士による絵本の情報交換等の時間を提供し、子育て支援の一環とする。

内容：0歳から2歳児に対する絵本の選び方や絵本の読み方等を保護者に伝える。

講師：仲田朋（絵本講師）

実施日：奇数月第4土曜日 午前10時30分～11時

参加者：4人 1回実施

※新型コロナウイルスの影響により、4月～9月は中止。11月～再開。

1月9日（土）～3月は中止。

5 レファレンス講座

「めざせ！ 図鑑マスター」

目 的：索引の使い方の基礎を学ぶ。また、図書館が「調べ」学習の活用のあることを普及させる。

内 容：小学校1年生以上の利用者を対象に、図鑑を使ってクイズに挑戦しながら、オリジナルの図鑑を完成させる。

実施日：8月12日（水）①午後2時～3時 ②午後3時～4時

参加者：延べ9人 2回実施



6 子供向け仕事体験講座

「ちびっこ一日図書館員」

目 的：仕事体験を通して図書館への親しみを育み、図書館の使い方を学ぶ。

内 容：小学校3年生以上を対象とした、排架やブッカーかけ等の作業体験。

実施日：11月23日（月）①午前10時～11時30分 ②午後2時30分～4時

参加者：延べ4人 2回実施

7 歴史まちあるき講座

「戸田ぶらりウォーク～下戸田の巻～」

目 的：地域に興味・関心を持ってもらう機会の提供と、交流のきっかけづくりの場とする。

内 容：戸田市内の史跡めぐりとボランティアによる解説

講 師：山中勇（戸田歴史ガイドの会）

実施日：10月25日（日）10時30分～12時30分

参加者：14人 1回実施



8 本の福袋

目 的：本との出逢いを演出し、貸出増進につなげる。

内 容：テーマに合わせて本を3冊程袋に入れ、タイトルを隠した状態で貸出する。

実施日：1月4日（月）～11日（月）

参加者：延べ44人

■ 4 ■ 研修等受入れの状況

● 中学生社会体験チャレンジ事業（3 d a y s）日程と概要 ●

中央図書館

上戸田分館

市内中学校の生徒が地域の中で社会体験活動を通し、多くの人と触れ合い、学校では得られない経験を積み、社会性や自立心を養う目的の中学生社会体験チャレンジ事業（3 d a y s）の受入れを行っている。

上戸田分館については、上戸田地域交流センターでチャレンジ事業を受け入れており、分館では一部日程で体験させている。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生社会体験チャレンジ事業（3 d a y s）は、中止となり、中央図書館、上戸田分館ともに受入していない。

■ 5 ■ 運営に係る状況

● メディアによる情報提供の状況 ●

図書館のホームページを利用し、各種情報の提供等を行った。

図書館ホームページへの掲載状況

- 講座や行事の募集・開催のお知らせ
- 講座や行事などの終了後の活動報告
- 図書館に関する各種統計
- 蔵書検索サービス
- 新着資料の紹介
- 利用者の利用状況確認 登録情報変更
- 休館日・開館時間・アクセスなどの利用案内

● 学校との連携について（団体貸出し等） ●

目的

子供の読書活動推進と多岐にわたる調べ学習など、学校への協力のために実施する。

学校団体貸出し説明会

例年、市内小中学校との連携を深めるため、各校の図書主任教諭を対象に、団体貸出しについての説明会を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせ、団体貸出しについての説明資料を配布した。

団体貸出しの冊数と件数

1学級(クラス)に50冊まで3箇月間の貸出しをしている。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、4～10月は未実施

学校		12月	1月	合計
小学校 1校	件数	11	0	11
	冊数	550		550
中学校 0校	件数	0	0	0
	冊数	0	0	0
1校	合計件数	11	0	11
	合計冊数	550	0	550

報告事項

令和3年第8回教育委員会(定例会)

令和3年8月19日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和3年度第2回戸田市海外留学奨学生について…………… 1
(教育総務課)
- ② 中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について…………… 2
(学務課)
- ③ 戸田市サイエンスフェスティバルについて…………… 3
(教育政策室)
- ④ 埼玉大学・戸田市連携講座の開催について…………… 6
(生涯学習課)
- ⑤ 図書館リクエストカードについて…………… 7
(生涯学習課)
- ⑥ 戸田市指定無形文化財写真展の開催について…………… 8
(生涯学習課)
- ⑦ その他

報告事項②

中学校 学校選択制における通学区域外受入予定定員数について

令和4年度における、各中学校通学区域外受入予定定員数は下記のとおりとなります。

記

各中学校 通学区域外受入予定定員数

戸田中学校	35人
戸田東中学校	35人
美笹中学校	35人
喜沢中学校	10人
新曾中学校	35人
笹目中学校	35人

事務連絡
令和3年7月15日

戸田市立各小・中学校長 様

戸田市教育委員会教育政策室担当課長（指導）

「戸田市サイエンスフェスティバル（オンライン）」の開催について

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年どおりの「観察・実験おもしろ教室（ワークショップ形式の講座）」や自由研究相談会を実施することはできませんが、この度、これまで御協力いただいた一部の企業等から、子供たち向けの動画コンテンツを紹介いただきました。

これらにつきまして、戸田市サイエンスフェスティバル（オンライン）としてまとめ下記 URL より視聴することができます。下記のとおり関係文書を送付しますので、夏季休業期間中の学びの一助として活用できるよう、各御家庭に配付ください。

記

- 1 対 象 戸田市在住の小・中学生
- 2 HP開設期間 令和3年7月21日(水) ～ 9月5日(日)
- 3 U R L <https://sites.google.com/toda-ed.jp/science03>

【QRコード】



4 送付文書

- (1) 「戸田市サイエンスフェスティバル（オンライン）」のお知らせ（保護者用1）
- (2) 「戸田市サイエンスフェスティバル（オンライン）」内容一覧（保護者用2）

5 その他

- ・全児童生徒へ配布（または、Home&Schoolで送信）をお願いします。

担当：教育政策室（指導担当）
新井（内線6540）

令和3年 7月

保護者 様

戸田市教育委員会

「戸田市サイエンスフェスティバル（オンライン）」の実施について（お知らせ）

本市では、例年、大学や企業等から講師を招き、子供たちを対象に科学のおもしろさや不思議さが体験できる「戸田市サイエンスフェスティバル」を実施してまいりました。本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年どおりの「観察・実験おもしろ教室（ワークショップ形式の講座）」や自由研究相談会を実施することはできませんが、この度、これまで御協力いただいた一部の企業等から、子供たち向けのホームページ URL や動画コンテンツ等を御紹介いただきました。

これらにつきましては、戸田市サイエンスフェスティバル（オンライン）としてまとめ、下記 URL より視聴することができます。夏季休業期間中の学びの一助として御活用ください。

記

- 1 対 象 戸田市在住の小・中学生
- 2 HP開設期間 令和3年7月21日(水) ～ 9月5日(日)
- 3 U R L <https://sites.google.com/toda-ed.jp/science03>

【QRコード】



- 4 そ の 他 内容については、別紙を参照ください。
- 5 問合せ先 戸田市教育委員会 教育政策室
048-441-1800（内線6540）

「戸田市サイエンスフェスティバル(オンライン)」ホームページ 内容一覧

No	協力団体名	内 容
1	グリーン ガーディアンズ	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンガーディアンズ YouTube チャンネル 「ツユクサの発根の観察」や「身近の特定外来生物」等について、紹介されています。
2	東京ガス(株) 埼玉支社	<ul style="list-style-type: none"> ・おどろき！なるほど！ガスワールド 自由研究にも役立つ調べ学習や、小学校3年生～中学校3年生までの学年・教科別にガスやエネルギーのページも紹介されています。 ・エネルギー環境動画 (例:ガスのはじまりの歴史、天然ガスってどんなもの?)
3	travelling museum 博物倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・水中のマジック 浮沈子が、水中でどのような動きをするのか、動画で紹介されています。御家庭でも試してみることができます。
4	日本薬科大学 (和田重雄教授)	<ul style="list-style-type: none"> ・目指せ！科学捜査官～インク鑑定編～ 和田研究室で過去に行った「サイエンスショー」の一部が見られます。ご家庭で実験できるよう説明動画もあります。
5	戸田市理科教育 研究部会	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画ワークシート 自由研究の進め方のポイントが書かれているワークシートです。直接書き込むことで、計画が立てられるようになっています。 ※A4判で作成されているので、使用される際は、A3判かB4判に拡大してください。 ・自由研究のまとめ方 自由研究をまとめる際に、参考にしてください。 (ここに示されている項目は、あくまで一つの例です)
6	彩湖自然学習 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・おうちでミュージアム 御家庭でも楽しく遊べるアイデアが紹介されています。 (例:クラフト製作、昆虫の育ち方パズル、ミニ水族館 など) ・はらっぱであそぼう 彩湖自然学習センター付近の自然が紹介されています。 (例:シャボン玉であそぼう、十円玉みがき など)
7	エルプレイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック制作関連動画 レゴブロックを使った、さまざまな作品作りが紹介されています。 (例:丈夫な構造、バランスのとり方など) ・プログラミング関連動画 プログラミングロボットの作り方が紹介されています。 ・micro:bit オンラインゲーム体験 ・ロボット遠隔操作体験 特別なソフトを必要とせず、2つのゲーム体験等ができます。
8	株式会社 ナリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ナリカ YouTube チャンネル 理科の実験器具が紹介されています。

令和3年度 戸田市民大学認定講座 受講生募集

報告事項④

埼玉大学・戸田市連携講座

～埼玉大学の研究を共に学ぼう～



埼玉大学の最新の講義が、本市にやってくる。
このチャンス、気軽にご参加を！

回	開催日	テーマ	講師
1	9月18日(土)	ニュートリノ入門	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授 佐藤 丈 氏
2	9月25日(土)	身近な道路を安全に ：新しい交通安全対策	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授 小嶋 文 氏
3	10月2日(土)	あらすじで読むロシア文学 (プーシキン、ゴーゴリ、 ツルゲーネフ)	埼玉大学大学院人文社会科学研究所 教授 野中 進 氏
4	10月9日(土)	「日本型教育の海外展開」の 可能性と課題	埼玉大学教育学部 准教授 北田 佳子 氏

場 所 戸田市立教育センター 2階会議室

時 間 午後2時～3時30分(受付1時30分から)

対象・定員 市内在住・在学・在勤者

- ・会場での受講 18名
- ・オンライン(当日生配信)による動画視聴での受講 100名
- ・オンデマンド(講座終了後、撮影動画を配信)による動画視聴での受講(期間限定・申込者限定公開。定員なし)

費 用 無料

認定単位数 4単位

お申込み ・8月4日(水)8時30分より申込み受付を開始します。

※費用無料・先着順。

右下の二次元コードからお申込みいただきます。電話またはメール、FAXでのお申込みの際は、講座名・氏名・年代・電話番号・受講資格(市内在住・在勤・在学のいずれか)、受講方法(会場参加または動画視聴)を明記してください。

・動画視聴をご希望の方には、お申込みいただいたメールアドレス宛にURLを送ります。動画の録画や二次使用は禁止します。

持ち物 筆記用具・市民大学受講票(持っていない人には当日お渡しします)

【お申し込み・お問い合わせ先】

戸田市民大学事務局 (教育委員会 生涯学習課内)
電 話 048-441-1800 (内線 342、466)
FAX 048-432-9910
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp



お申込みは
こちら

図書館リクエストカードについて

1 概要

① 紛失日 令和3年6月23日（水）～6月25日（金）の間

②紛失物について

- ・リクエストカード1名分のコピー（書誌情報のほか、リクエストを出した利用者の貸出券番号、個人名、フリガナ、連絡先電話番号記載）

（その他）

- ・リクエストカードにより坂戸市立図書館より借受けた所蔵資料新書1冊（図書館指定管理者により、指定管理料からではなく、紛失した新書1冊を購入し、坂戸市立図書館へ弁償済です。）
- ・予約移送票（資料を回送するため、行先分室名、資料の情報のほか、利用券番号記載）

③ リクエスト者への対応

- ・生涯学習課課長と中央図書館長（指定管理者）がご自宅へ訪問し、リクエストカードのコピーの紛失の経緯の説明と謝罪をし、ご理解をいただいた。
- ・リクエストされた本については、改めて春日部市から貸借し、貸出し。

2 再発防止策および今後の対応について

①分館（室）から中央図書館へ送付するリクエストカードは個人情報伏せたコピーとする。また、現時点で既に中央図書館へ送付された分のリクエストカードのコピー（個人情報有）について、借受資料に挟んで分館（室）へ返却する処理を廃止する。これらの事務処理方法の変更について、事務マニュアルを修正し、分館・分室を含めて周知する。

②指定管理者は個人情報保護研修を早急に行う。

③市は四半期モニタリング、年次モニタリングを通じて指定管理者の事業運営について確認を行い、状況に応じて必要な指示を行う。

報告事項⑥

戸田市指定無形文化財写真展 開催要項

- 1 名 称 「戸田市指定無形文化財写真展」
- 2 開催趣旨 戸田市では、現在「下戸田ささら獅子舞」、「沖内囃子」、「新曾下町観音経」の3件が市指定無形文化財に指定されている。
無形文化財は各保存団体によって活動・継承されているが、コロナウィルス感染拡大防止のため昨年度から活動がほとんどできておらず、市民への公開の場がない状況が続いている。
今回の展示では、公開が中止となっている指定無形文化財の写真パネルを展示し、無形文化財に親しみを持ってもらえるよう市民へ周知していく。
- 3 開催期間 令和3年9月19日（日）から10月9日（土）【19日間】
※期間中休館日：9月27日（月）、9月30日（木）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室前ロビー
- 5 主 催 戸田市立郷土博物館
- 6 展示構成 1 指定無形文化財の紹介
2 ささら獅子舞
3 沖内囃子
4 新曾下町観音経
- 7 入 場 料 無料
- 8 対 象 市民
- 9 警備態勢 開館時：警備員による定期巡回
閉館時：警備員2名が通年にわたり常駐
- 10 印 刷 物 なし
- 11 広報活動 ・館ホームページ、館内掲示の充実
・イベント関連サイトでの情報提供（日本博物館協会）

令和3年度 戸田市民大学 公開講座

私とオリンピック

～バレーボールで銅メダルを獲得したロサンゼルス五輪からバスケットボールで出場権を獲得した東京五輪2020までの挑戦～

講師

(公財)日本バスケットボール協会会長
元全日本バレーボール選手

みつや ゆうこ
三屋 裕子 氏

《プロフィール》

- 福井県勝山市出身。中学からバレーボールを始め、八王子実践高校から筑波大学へ進学
- 1979年に全日本入り、その後日本代表の軸として活躍し、ロサンゼルスオリンピック校では色々なお子さんがい
- オリンピック後は、かねてからの夢であった教職の道に転身
- バレーボールの普及にと、バレーボール教室、講演会のほかCMなどでテレビやラジオに出演
- 現在は、(公財)日本バスケットボール協会会長を務めるなど幅広い活躍をされている

日時 令和3年9月12日(日)午後2時00分～3時30分

会場 戸田市役所 5階大会議室

対象・定員 市内在住・在学・在勤者

会場参加 40名

オンライン(生配信)による参加 100名

申込 先着順。電話・メール・FAXにて下記まで。

※8月4日(水)午前8時30分から申し込みを開始します。

※オンライン参加をご希望の方には、お申込みいただいたメールアドレス宛にURLをお送ります

※動画の録画や二次使用は禁止します

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習課(戸田市民大学事務局)

電話048-441-1800(内線 342, 308)FAX048-432-9910

メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp



生涯学習マスコット
マナビィ



お申込みはこちら